



中小企業の経営
者です。伝票処理
や労務管理を電子化し、
AIを活用した業務効率
化のため社内のデジタル
人材を育成したいと考え

ています。訓練実施にあ
たり支援制度はあります
か。
Q 人材育成に取り
組む場合は人材開
発支援助成金の活用を
勧めします。

A 従業員に対して職務に
関連した専門的な知識や
技能の習得をさせるため
の訓練等を計画に沿って
実施した場合に、訓練に

助成金を活用して人材育成を

鳥取労働局職業安定部訓練課
電話0857(800)2177

かかった経費や訓練期間
中の賃金の一部を助成す
る制度です。
その中の事業展開等り
スクリング支援コースで
は、事業展開にあたり新
たな分野で必要となる専
門的な知識や技能の習得
をさせるための訓練や、
企業内でデジタル技術を
活用した業務の効率化を
進めるにあたり、これに
関連する業務に従事させ
る上で必要となる専門的
な知識や技能を習得させ
るための訓練等を実施し
た事業主が助成金の対象
となります。

助成金の活用にあたつ
ては、訓練計画の作成や、
職業能力開発推進者の専
門等から、訓練を行った
後の負担軽減に係る提案
があつた場合はご留意く
ださい。

任等、一定の支給要件が
あります。
制度に関する詳細につ
いては、鳥取労働局職業
安定部訓練課にお問い合わせ
ください。

なお、助成金を申請さ
れた事業主が、訓練を実

施した教育訓練機関等か

ら実施済みの訓練経費の

全部または一部について、負担額の支障的な減

額となる金銭の支払いを

受けた場合や受ける予定

がある場合等には、助成

金の支給対象経費には該

当しません。教育訓練機

関等から、訓練を行った

後の負担軽減に係る提案

があつた場合はご留意く
ださい。